

○町田市の博物館等の新たな在り方構想検討委員会設置要綱

平成 22 年 7 月 1 日

施行

文化スポーツ振興部文化振興課

第 1 設置

町田市の博物館等の新たな在り方構想の策定に当たり、望ましい博物館像等について検討するため、町田市の博物館等の新たな在り方構想検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第 2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市の博物館等の新たな在り方構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 3 組織

- 1 委員会は、委員 9 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 7 人以内
 - (2) 町田市公立小学校長会の代表 1 人
 - (3) 町田市公立中学校長会の代表 1 人

第 4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第 2 の規定による報告をしたときまでとする。

第 5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第 6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第 7 庶務

委員会の庶務は、文化スポーツ振興部文化振興課において処理する。

第 8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2010 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2010 年 7 月 1 日から施行する。